

令和7年度第1回公立大学法人東北公益文科大学評価委員会

日時 令和7年11月14日（金）16:00～

場所 県庁502会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委 員 紹 介

4 委員長選出

5 議 題

（1）公立大学法人東北公益文科大学評価委員会運営要領（案）

（2）公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）

6 そ の 他

7 閉 会

令和7年度第1回公立大学法人東北公益文科大学評価委員会 出席者名簿

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会委員

役 職	氏 名	備考
医療法人社団みつわ会 支援相談員主任	遠 田 瑞 希	オンライン
元山形県立庄内総合高等学校 校長	鈴 木 まゆみ	オンライン
山形経済同友会 代表幹事	鈴 木 隆 一	
国立大学法人山形大学 理事（兼）副学長	出 口 毅	
前田律子税理士事務所 税理士	前 田 律 子	
名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授	丸 山 和 昭	オンライン

（五十音順）

山形県

役 職	氏 名	備考
総務部長	小 中 章 雄	
高等教育政策・学事文書課東北公益文科大学公立化準備室長	五十嵐 裕 彦	
同 室長補佐	佃 吉 彦	
同 公立化推進主査	渥 美 峻	
同 主査	佐 藤 文 博	
同 主査	阿 部 吉 成	
同 主査	加 藤 寿 一	

庄内広域行政組合

役 職	氏 名	備考
事務局長	村 岡 修	
主査	齋 藤 裕 之	

東北公益文科大学

役 職	氏 名	備考
公立大学法人東北公益文科大学理事長予定者	伊 藤 守	
学長	神 田 直 弥	オンライン

令和7年度第1回公立大学法人東北公益文科大学評価委員会 配付資料

- 資料 1 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会について
- 資料 2 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会運営要領（案）
- 資料 3 東北公益文科大学説明資料
（学生を伸ばす、地域の未来を創る、世界に挑む大学づくりについて）
- 資料 4—1 公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）について
- 資料 4—2 公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）の概要
- 資料 4—3 公立大学法人東北公益文科大学第1期中期目標（案）

- 参考資料1 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約
- 参考資料2 東北公益文科大学 機能強化の基本方針の概要
- 参考資料3 東北公益文科大学 機能強化の基本方針
- 参考資料4 地方独立行政法人法（関係条文抜粋）

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会について

1 評価委員会の概要

(1) 概要

- 山形県、庄内地域2市3町及び学校法人東北公益文科大学は、東北公益文科大学の公立化及び機能強化に向け、令和6年10月に公立大学法人設立準備委員会を設置し、令和8年4月の公立化を目指して準備を進めている。
- 山形県と庄内広域行政組合（庄内地域2市3町で構成）が共同で設立する公立大学法人東北公益文科大学の業務実績に関する評価等を実施するために、「公立大学法人東北公益文科大学評価委員会」を新たに設置したもの。（地方独立行政法人法で評価委員会の設置が義務付け。）

(2) 委員数 6人

(3) 委員の任期 令和7年11月14日から令和9年11月13日まで（2年間）※再任可

2 評価委員会の役割

項 目		内 容
法人の業務実績に関する評価		- 中期目標期間における業務の実績に関する見込み評価（中期目標期間（6年間）の5年目に実施） - 中期目標期間における業務の実績に関する評価（中期目標期間の終了後に実施） - 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告 - 法人に対する評価結果の通知に係る事項、勧告内容の設立団体の長への報告、公表
設立団体の長が意見を聴くもの	中期目標・中期計画	<u>中期目標を定め、又は変更しようとするとき</u> <u>中期計画の認可をしようとするとき</u> - 中期目標期間終了時に法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行うとき
	財務関係	- 法人が不要となった出資財産を設立団体へ納付すること等を認可しようとするとき - 法人が重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを認可しようとするとき
設立団体の長への意見の申し出		法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準にかかる通知が評価委員会に対してあったとき

今年度の評価委員会の
主な議題

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会運営要領（案）

（総則）

第1条 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議）

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。

（資料提出その他の協力）

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（議事録等）

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議の議長の確認を得て作成する。

3 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第6条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認める場合は、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。



学生を伸ばす、
地域の未来を創る、
世界に挑む大学づくり

東北公益文科大学
学長 神田 直弥

1



東北公益文科大学概要

大 学 名	東北公益文科大学 (Tohoku University of Community Service and Science)
設 置 者	学校法人東北公益文科大学 (山形県ならびに庄内14市町村（公設民営）)
大 学 設 置	2001年（平成13年）
所 在 地	酒田キャンパス（学部） 山形県酒田市飯森山三丁目5番地の1 鶴岡キャンパス（大学院） 山形県鶴岡市馬場町14番1号
学 位	学士（公益学）／修士（公益学）／博士（公益学・学術） 学士（国際コミュニケーション）2026より
入 学 定 員	学部 1年次：235名 編入学：10名 大学院 修士30名 博士後期4名
収 容 定 員	学部 960名 大学院 72名
教 員 数	教員数47名（2026年予定）



20km

2

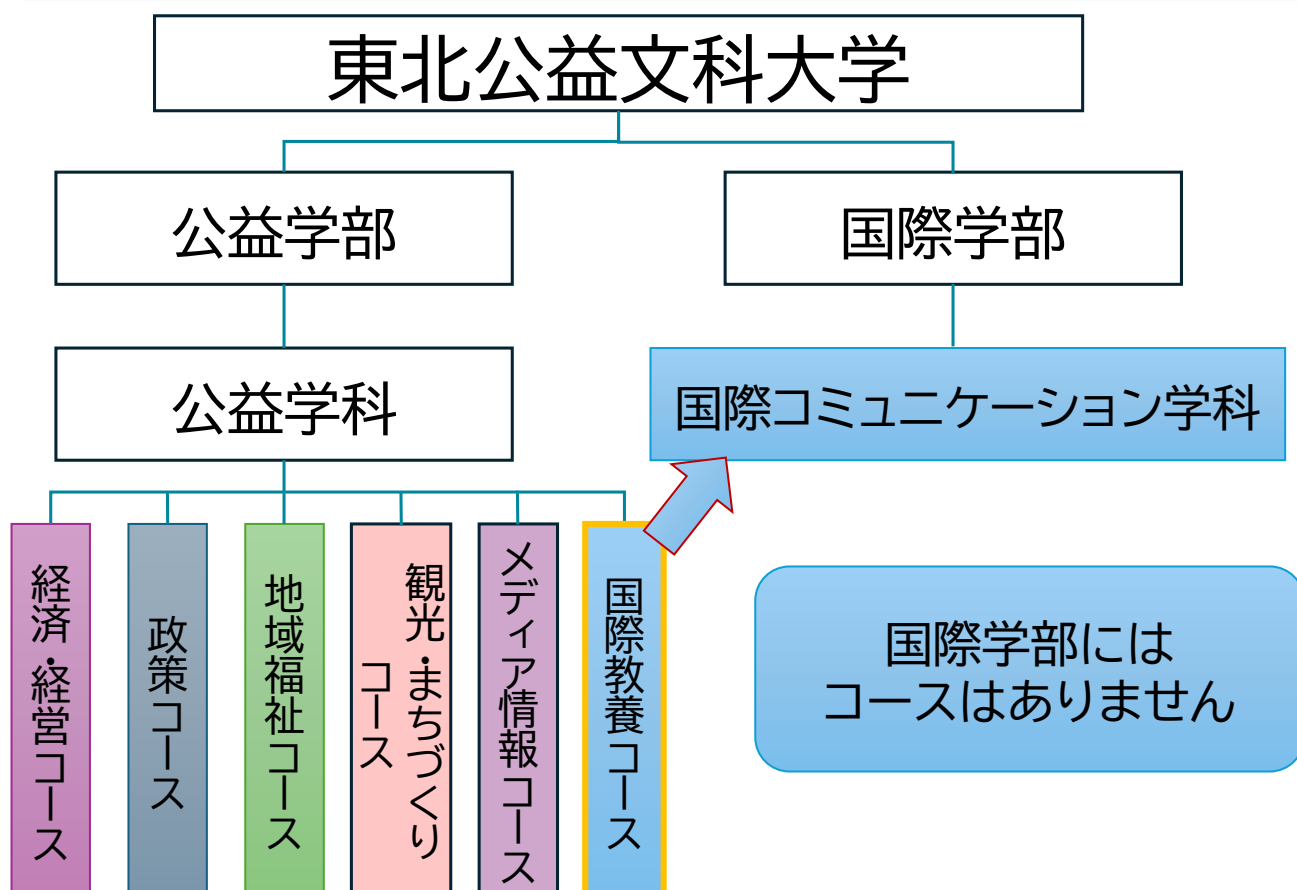
地域に開かれた大学



門も塀もない大学、施設開放
庄内全域がフィールド
大学まちづくり
地域共創



令和8(2026)年度以降の学部構成





養成する人材像

東北公益文科大学

東北公益文科大学学士課程では、「尊重し調和へ」の理念に基づき、「公益」の視点から多様な人々と協働し、持続可能な社会の発展に貢献する人材を育成します。

この目標の達成のため、本学では教育課程を通じて、卒業に必要な単位を修得し、所属する学部が定める卒業要件を満たし、次の学修成果が確認できたものに学士の学位を授与します。

公益学部

公益学部公益学科では、世界と地域の変化を見据え、精神的な豊かさを享受でき、かつ経済的にも持続可能な地域社会をデザインするために、必要な知識とスキルを身につけ、かつ多様な人々とともに課題解決に取り組むことができる実行力を持った人材を育成します。

国際学部

国際学部国際コミュニケーション学科では、英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力をもち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を活かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を養成します。

- DP1 知識・理解
- DP2 コミュニケーション力・発信力
- DP3 国際感覚
- DP4 創造力・企画力
- DP5 リーダーシップ



公益学部・国際学部における幅広い学びの展開

経済・経営コース

市場経済や、マーケティング・経営戦略などの企業経営をはじめ、会計・心理を含めた多様なアプローチで知識を修得

政策コース

法学、政治行政、公共政策の分野を幅広く横断する学びを通じて、社会の仕組みや政策に関する知識を修得

地域福祉コース

児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、地域福祉等の理論や法制度、ソーシャルワークの技法など、社会福祉全般について幅広く知識を修得

観光・まちづくりコース

観光、暮らし、都市・農山漁村再生、自然環境の視点から魅力ある地域づくりを学び、コミュニケーション力や発信力・批判的思考力等のスキルを実践的に修得

メディア情報コース

情報処理やデータ分析を基に、公益性の高いオープンシステムを活用して、クリエイターやデータサイエンティストとして社会に参画するための知識やスキルを修得

国際学部 国際コミュニケーション学科

多文化共生の推進やグローバル社会の持続可能な発展に向け、英語を用いたコミュニケーション力、多文化を分析し尊重する力、社会課題を洞察するスキルを修得



想定される進路

経済・経営コース

一般企業（製造業、流通・小売業、サービス業など）、金融機関、非営利団体、税理士・公認会計士事務所、起業、公務員

政策コース

地方公務員、国家公務員、国際公務員、教員（公民科担当）、公共性を有する組織（独立行政法人、JA等）、一般企業

地域福祉コース

社会福祉施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、病院、行政職員、NPO、一般企業

観光・まちづくりコース

一般企業（サービス業、ホテル、旅行会社、鉄道など運輸業、マスコミ）、観光協会、商工会議所、JA、地域おこし協力隊、NPO・NGO、公務員

メディア情報コース

IT企業、一般企業のITセクション、情報系大学院、金融機関、公務員

国際学部 国際コミュニケーション学科

教員（英語）、多文化共生コーディネータ、国家公務員、地方公務員、NPO、NGO、国際機関、一般企業

7



データサイエンス教育の強化

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行う大学等の正規の課程（教育プログラム）を文部科学大臣が認定及び選定し奨励するもの

学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を育成

数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成



MDASH
Literacy
Approved Program for Mathematics,
Data Science and AI Smart Higher Education,
designated by the Gov of Japan

リテラシーレベル認定 （2022年9月）

認定大学（令和7年8月時点）

	国立	公立	私立	計
全国	77	45	352	474
東北	7	4	18	29



MDASH
Advanced Literacy
Approved Program for Mathematics,
Data Science and AI Smart Higher Education,
designated by the Gov of Japan

応用基礎レベル認定 （2024年9月）

認定大学（大学等単位）（令和7年8月時点）

	国立	公立	私立	計
全国	41	13	52	106
東北	3	1	4	8



本学入学者の傾向

学生が考える本学の魅力

本学についてどのように説明されたか



地域について学修する科目の増加

2013年度

2018年度以降

53科目 → **166**科目前後で推移

庄内地域をフィールドにした学修

- ・ 地域の背景学習
- ・ 地域課題の認識
- ・ 地域課題の解決

地元地域への適用

COC採択後、2014年度に地域志向カリキュラム導入

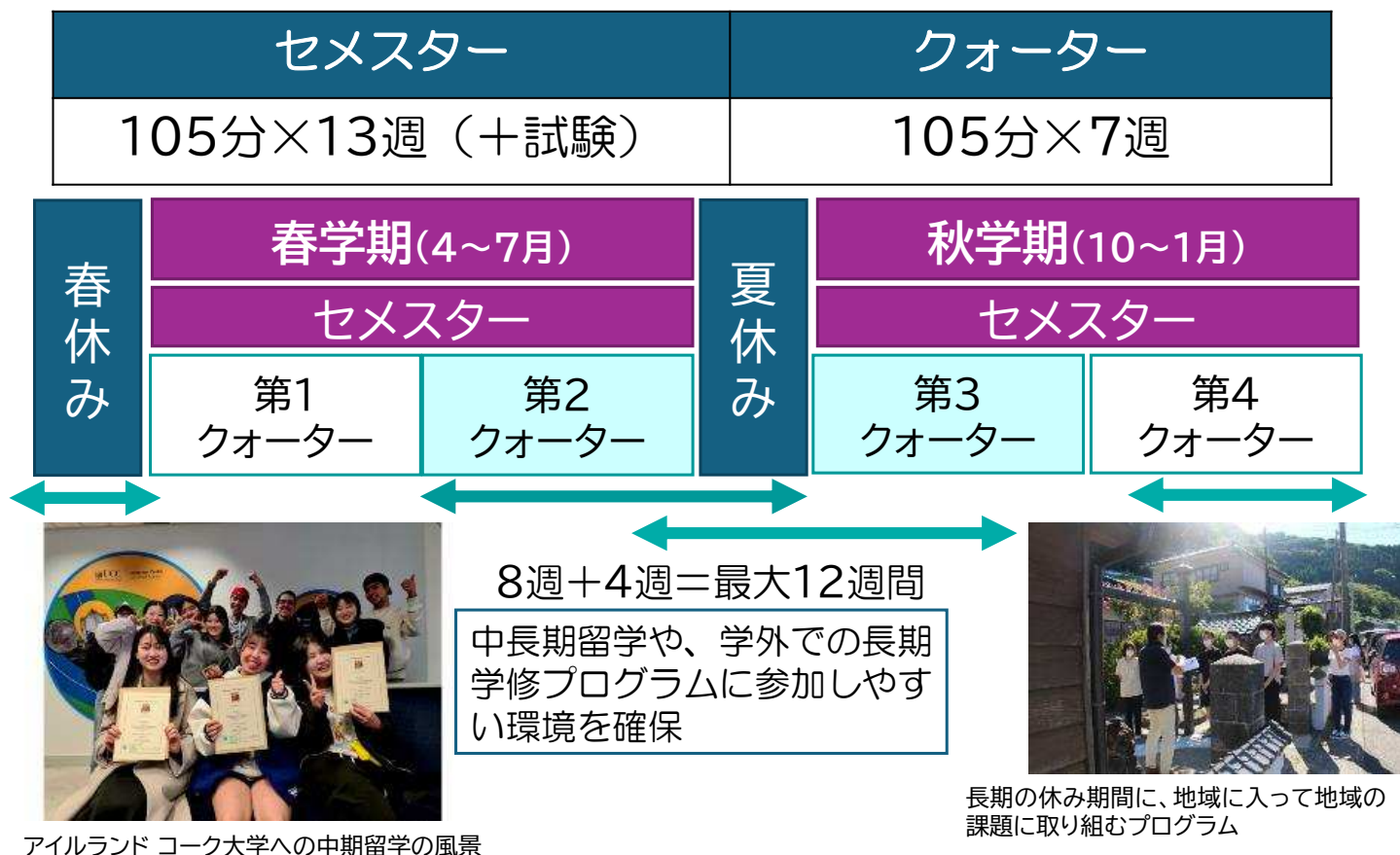


庄内地域全体が学びと活動のフィールド

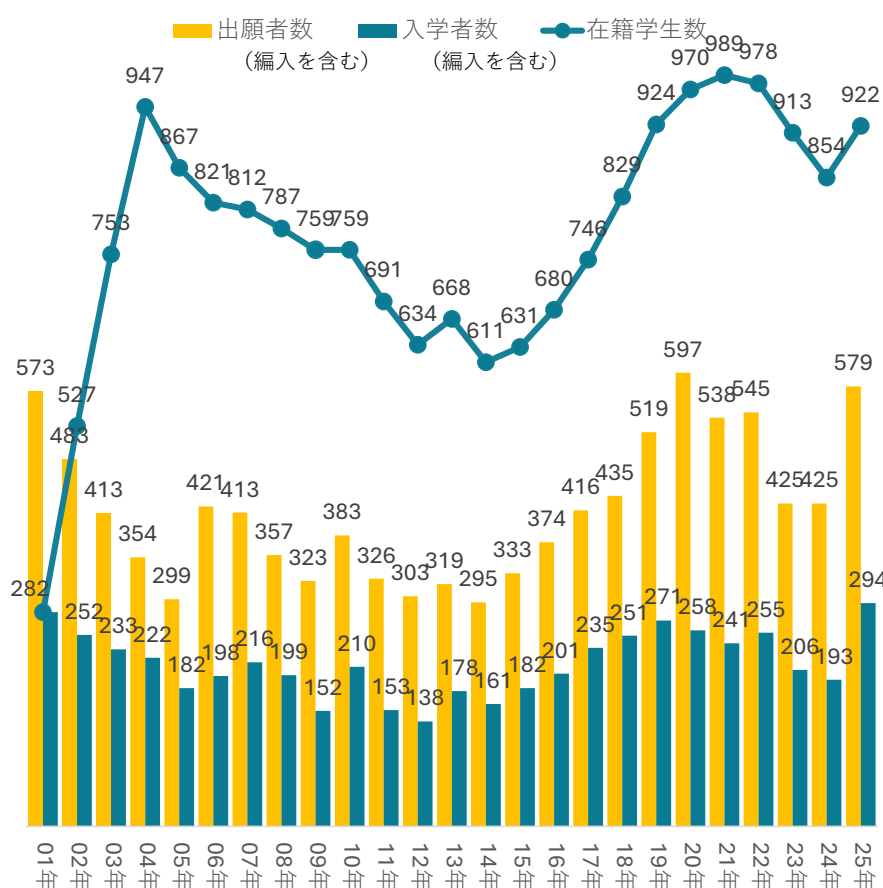




留学を視野に入れた授業時間の構成

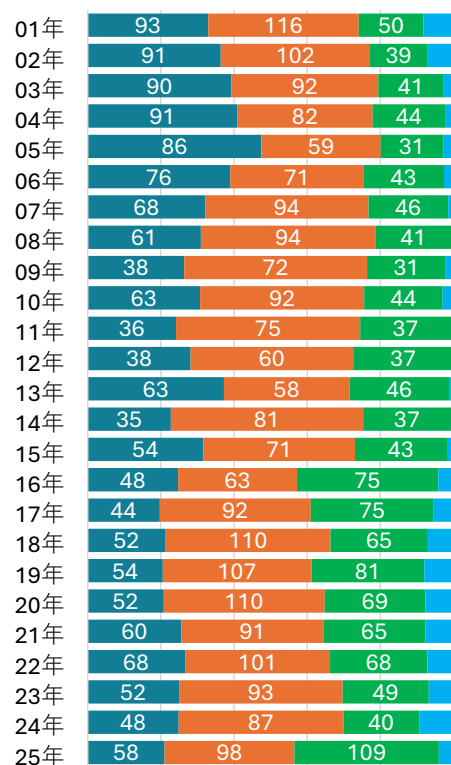


在籍学生数・出願者数・入学者数推移



入学者の出身高校所在地別内訳

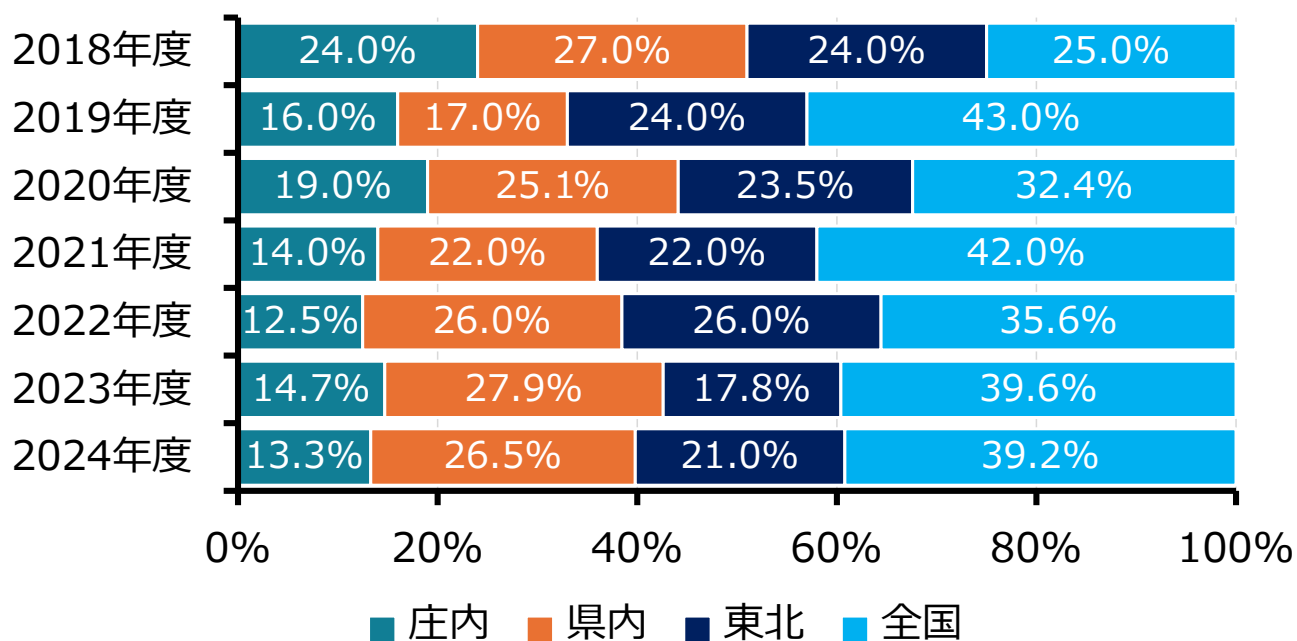
■ 庄内 ■ 内陸 ■ 東北 ■ 全国



0% 20% 40% 60% 80% 100%



就職者の動向(本社所在地)



2024年度(2025年3月)卒業生
就職内定率は**97.3%**

公立大学法人東北公益文科大学第 1 期中期目標（案）について

1 中期目標の概要

- ・ 公立大学法人の設立団体の長は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人が 6 年間の中期目標期間に達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定める。
※ 設立団体が複数の場合は、当該設立団体が協議して定めることとされている。
- ・ 中期目標を定めるに当たり、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経る必要があるほか、法人の意見に配慮しなければならない。
- ・ 設立団体の長は、定めた中期目標を法人に指示するとともに、公表しなければならない。

2 今後のスケジュール（予定）

- 11月中旬 東北公益文科大学への意見聴取
- 12月 県議会及び庄内広域行政組合議会に議案を提出
- 1月 議決後、県及び庄内広域行政組合が中期目標を協議
- 4月 公立大学法人に中期目標を指示

3 中期目標（案）

資料 4－3 のとおり

以上

公 法 協 第 2 号
令和 7 年11月14日

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会委員長 殿

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会
会長 山形県知事 吉村 美栄子

中期目標に対する意見について

このことについて、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、下記について意見を求めます。

記

公立大学法人東北公益文科大学中期目標案（令和8年度から令和13年度まで）

【基本目標】

持続可能な活力ある地域社会を担う人材の育成

教育研究成果の地域への還元

社会の変化に対応した戦略的な大学運営

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 目標期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで（6年間）
- 教育研究上の基本組織 公益学部、国際学部、公益学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 社会との共創に関する目標

- 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決
 - ・自治体や産業界との組織的な連携による教育研究の推進と研究成果の還元
 - ・産業界や高等学校等との連携を通じた地域の活性化等に取り組む人材の育成
- 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化
 - ・地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、教育研究の高度化を実現

2 教育に関する目標

- 社会の変化に対応した人材育成
 - ・社会に求められる公益の変化に合わせた、教育課程の不断の見直し
 - ・A Iをはじめとしたデジタルの知識や技術を身に付けた人材の育成
 - ・社会人向けリスキリングの実施により地域産業を担う人材を育成
- 教育の質保証
 - ・質の高い教育を実現するための継続的な改善サイクルの確立、実施
- 多様な学生が共に学ぶ環境の整備
 - ・外国人留学生、リカレントを含めた多様な学生が共に学び、成長する環境の実現

3 研究に関する目標

- 研究推進・支援体制の整備
 - ・基礎研究と応用研究の着実な推進に向けた研究支援体制の整備
 - ・デジタル技術を活用した研究体制の整備
- 共同研究の推進
 - ・学内の多様な知と産学官との連携を基盤とした学際的かつ実践的な共同研究の推進

- 研究者の多様性の確保と研究環境の整備
 - ・若手研究者や外国人研究者など多様な研究者の採用の強化
 - ・学際的な研究によるイノベーションの創出に向けた研究環境の整備

4 国際力の強化に関する目標

- グローバル人材の育成
 - ・外国人留学生の積極的受入れ、英語による授業、海外研修・留学支援の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制の整備

5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標

- 教育研究組織等の見直し
 - ・地域のニーズを踏まえた教育研究、地域を活性化する人材の育成に向けた教育研究組織等の見直し
- 地域との連携の強化
 - ・地域課題解決に向けた研究等の実施、地域に必要な人材に関する話し合いを行う産学官連携組織の創設
 - ・自治体や地元企業等との協働を通じた教育研究の一層の充実
 - ・県内の高等学校や中学校との接続の強化

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 透明性と機動性を備えたガバナンス体制の構築
- 教職員の計画的な確保・育成、人員体制の最適化

第4 財務内容の改善に関する目標

- 財務戦略による安定的な財務基盤の確立
- 業務執行の継続的な見直しと経費の節減

第5 自己点検、評価及び情報の提供

- 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

第6 その他業務運営に関する目標

- コンプライアンス及びリスクマネジメント
- デジタル化の推進

公立大学法人東北公益文科大学中期目標（案）

前文

東北公益文科大学は、四年制大学の設置を求める庄内地域の強い要望を受け、平成13年4月に公設民営方式の大学として開学した。

開学以降、東北公益文科大学は、社会全体にとって良いことを追求し、現代社会が抱える様々な課題を解決することを通して、より良い社会を築いていくという公益の考えを持つ、社会に有為な人材の輩出を目指し、庄内地域をはじめ県内外に多くの人材を供給するとともに、研究成果等の知見を地域に還元するなど、高等教育機関としての役割を担ってきた。

人口減少の進行など社会や地域を取り巻く環境が変化する中、より魅力的で特色のある大学として、地域に必要とされる人材を育成し、輩出するために、令和6年8月に、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町並びに学校法人東北公益文科大学は、東北公益文科大学の公立化と機能強化について基本合意した。

山形県と庄内広域行政組合が共同で設立する公立大学法人東北公益文科大学は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。

この目的を実現し、東北公益文科大学の「地域の知の拠点」としての存在価値を更に高め、より魅力ある大学とするため、山形県及び庄内広域行政組合は、次の項目を基本とする中期目標を定める。

1 持続可能な活力ある地域社会を担う人材の育成

多様な学問分野の知見を結び付けて地域課題に取り組む公益学を基盤とし、地域の多様な主体との関わりや協働を通して、持続可能で活力ある地域社会を担う人材を育成する。

2 教育研究成果の地域への還元

地域と連携した教育研究をより一層推進するとともに、その成果を地域に還元し、豊かな地域社会の実現に寄与する。

3 社会の変化に対応した戦略的な大学運営

理事長のリーダーシップの下、社会の変化に対応し、地域の発展に資するため、教育研究の内容や経営状況を不断に検証し、必要な改革を推進することで、安定的かつ戦略的な大学運営を図る。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

東北公益文科大学は、以下に記載する学部、研究科をもって構成する。

学 部	公益学部 国際学部
研究科	公益学研究科

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 社会との共創に関する目標

(1) 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決

- ① 地域に根ざした公立大学として、地元自治体や産業界との組織的な連携を更に深め、地域課題の解決に資する実践的な教育研究を推進するとともに、研究成果を広く還元することで、地域の産業や文化の発展に貢献する。
- ② 教育研究の成果を生かしながら、産業界や高等学校等との連携を通して、地域とのつながりを一層深めるとともに、まちづくりや地域課題の解決、地域の活性化を推進する人材を育成する。

(2) 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化

- ① 研究成果の学内外への積極的な発信を行い、地域社会や他の高等教育機関等との対話を深めることで、「地域の知の拠点」としての存在価値の向上を図るとともに、地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、教育研究の高度化を実現する。

2 教育に関する目標

(1) 社会の変化に対応した人材育成

- ① 社会と時代の要請に応える人材を育成するため、社会に求められる公益の変化に合わせ、教育課程の不断の見直しを行う。
- ② 課題解決のための基礎能力の一つである、A Iをはじめとしたデジタルの知識や技術を身に付けた人材を育成する教育を推進する。
- ③ 社会人向けリスキリングの実施を通して、地域の産業を担う人材の育成を推進する。
- ④ 地域共創コーディネーター養成プログラムの実施を通して、地域社会を支える人材を育成する。

(2) 入学者選抜

- ① アドミッション・ポリシーに基づき、総合的評価も導入した多様な入学者選抜を実施し、様々な能力や個性を持つ優秀な人材の確保を図る。
- ② 入学者選抜の実施結果等の点検・評価を通して、入学者選抜の実施方法について不断の見直しを行う。

(3) 学士課程

- ① 公益学部公益学科では、世界と地域の変化を見据え、精神的な豊かさを享受で

き、かつ、経済的にも持続可能な地域社会をデザインするために、必要な知識とスキルを身に付け、かつ、多様な人々とともに課題解決に取り組むことができる実行力を持った人材を育成する。

- ② 国際学部国際コミュニケーション学科では、英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力を持ち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を生かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を育成する。
- ③ 地元企業や自治体等と連携したインターンシップ等を通して、学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図る。
- ④ 高大接続等を通して、意欲ある学生の確保につなげるとともに、切れ目のない一貫した教育環境を整備する。

(4) 修士課程

- ① 社会変革期における課題解決及び価値創造に求められる、公益学を構成するディシプリン（※）、データサイエンス等の基本リテラシー、多様な主体との対話と協働の技法を身に付け活躍する人材と、公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者に求められる専門知識、ディシプリン及び研究の方法を身に付け、博士後期課程に進学する人材を育成する。

※ 学問分野及び学問分野において用いられる教育・研究手法のこと

(5) 博士後期課程

- ① 公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成する。

(6) 教育の質保証

- ① 授業評価や学修成果の可視化、ファカルティ・ディベロップメント（※）の体系的実施等を通し、質の高い教育を実現するための継続的な改善サイクルを確立、実施していく。

※ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

(7) 学生支援

- ① 学業、生活、キャリアや自主活動など、学生一人ひとりに応じた支援を行い、全ての学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組める環境を整備する。

(8) 多様な学生が共に学ぶ環境の整備

- ① 経済的・文化的背景の異なる学生や外国人留学生、リカレント、障害のある学生を含めた多様な学生が共に学び、成長する環境の実現を図る。

3 研究に関する目標

(1) 研究推進・支援体制の整備

- ① 基礎研究と応用研究を着実に推進するため、研究支援体制を整備する。
- ② AIやデータサイエンス等のデジタル技術を活用し、地域課題の解決や新たな価値創出につながる研究を推進する体制を整備する。

(2) 共同研究の推進

- ① 学内の多様な知と産学官との連携を基盤に、学際的かつ実践的な共同研究を推

進するとともに、地元産業界や行政と連携した課題解決型研究を通して得られた知見の社会実装を目指す。

(3) 研究者の多様性の確保と研究環境の整備

- ① 若手研究者や外国人研究者など多様な研究者の採用を強化するとともに、学際的な研究によりイノベーションを創出できるよう、研究環境を整備する。

4 国際力の強化に関する目標

(1) グローバル人材の育成

- ① グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。
- ② 学生が、それぞれの出身国や地域に対する理解と誇りを育みながら、対話を通して多文化的な視点を身に付けることを重視し、異なる文化的背景を持つ学生同士が互いに理解を深め合えるような学びを展開する。

5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織等の見直し

- ① 時代の変化に対応するため、地域のニーズを踏まえた教育研究を行うとともに、地域の多様な主体との関わりや協働による学びを通して、地域を活性化する人材を育成できるよう、教育研究組織等の見直しを行う。
- ② グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。【再掲】

(2) 地域との連携の強化

- ① 自治体や、地元企業、他の高等教育機関など地域の多様な主体とともに、地域課題の解決に向けた研究・実証事業の実施や、地域に必要な人材の育成と確保に関する話し合いを行う産学官連携の組織を、山形県及び庄内広域行政組合と共に創設する。
- ② 公立化のメリットを生かし、自治体や地元企業など、地域との協働を通して教育研究の一層の充実を図るとともに、県内の高等学校や中学校との接続を強化することで、東北公益文科大学が行う教育研究に対する関心の向上を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) ガバナンス体制の構築

- ① 理事長のリーダーシップの下、透明性と機動性を備えたガバナンス体制を整備する。

(2) 人事・組織

- ① 公立大学としての使命を担うため、教職員の専門性を高めるための人事制度改

革や能力開発支援を推進するとともに、教職員の計画的な確保・育成を行い、業務の効率化と機能分担に基づいた人員体制の最適化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

(1) 財務戦略

- ① 多様な財源の確保を通じた安定的な財務基盤を確立するため、財務戦略を策定の上、国や自治体の補助金、寄附金、受託事業等の外部資金の獲得を推進するとともに、予算執行の適正化と財務情報の透明性の向上を図る。

(2) 業務執行の継続的な見直しと経費の節減

- ① 大学の教育研究の質の向上を図りつつ、より効率的な運営に向けて業務執行の継続的な見直しを行うとともに、経費の節減に努める。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

(1) 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

- ① 自己点検・評価を計画的・定期的を実施し、結果を大学運営の改善や次期計画の策定に反映させる。
- ② 評価結果や運営状況を分かりやすく外部に発信し、大学の説明責任を果たすとともに社会との対話を促進する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

(1) コンプライアンス及びリスクマネジメント

- ① 教職員に対するコンプライアンス教育やハラスメント防止研修等の実施を通して、法令遵守・倫理意識の徹底を図る。
- ② リスクマネジメントの観点から、災害・危機対応マニュアルの整備、情報セキュリティの強化など安全管理体制を整備する。

(2) デジタル化の推進

- ① 教育・研究・業務全般におけるデジタル技術の活用を進め、業務の効率化、教育の最適化、情報発信力の向上を図るとともに、デジタル化を全学的に推進する体制を構築する。

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約

(設置)

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

(執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、関係団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ庄内広域行政組合理事長（以下「理事長」という。）と協議しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第9条 委員会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。

3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。

4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第10条 委員会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第11条 知事は、委員会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、山形県総務部において行う。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

東北公益文科大学 機能強化の基本方針の概要

これまでの成果

日本で唯一の
「公益学部」を有する
大学として、開学以来
有為な人材を輩出

◎6コース制による多様な
学び(公益学部)
文理横断教育や、地域を
フィールドとした教育を行い、
多様な考え方を理解し協働
できる人材を育成

◎大学院
修士課程、博士後期課程
を設置し、公益に関する理
論と実践応用の学修と研究
を実施

◎起業研究所(R5設置)
国内、海外で活躍する起
業家を講師とした講義等
による起業マインドを持った人
材を育成

課 題

【地域の課題】

- ・ 人口減少の加速
- ・ 若者の県外流出
- ・ 産業の担い手不足
- ・ 市街地の空洞化
- ・ 地域コミュニティの
機能維持

【大学の課題】

- ・ 大学の特色の明確化
- ・ 社会・経済情勢の変化
に対応した教育内容の
見直し
- ・ 地域とのさらなる連携

機能強化の方向性 = 目指す大学像

時代に合わせた公益を追求し、
学問分野を越えて多角的に地
域課題に取り組む大学

地域の資源と人が持つ魅力を
認識し、地域の多様な主体と
の関わりを通して地域を活性
化する人材を育成する大学

自治体、地元企業、地域の多様
な主体との連携強化により、
知の拠点として地域に還元す
る大学

具体的な機能強化のポイント ※ 今後、学科、コース等の見直しを検討

(主なもの)

デジタル教育の強化

デジタル×社会科学の学びにより、地元企業や自治体など、
地域で活躍できるデジタル人材を育成

アントレプレナーシップ教育の充実

実践的な学びを通して、地域に新たな価値や仕組みを構想
し、実行に移す、業を起こす人材を育成

地域の食文化・環境等の教育の実施

地域の資源やその魅力について学び、地域の活性化や持続
可能な社会の構築に取り組む人材を育成

地域との協働を通じた教育の強化

演習等を通して、学生が地域や地元企業、行政等をより深
く理解し、魅力を見出す機会を確保

産学官連携プラットフォームの創設

地域課題解決に向けて、データの分析や研究のほか、地域
に必要な人材について話し合うプラットフォームを創設

他の高等教育機関との連携の強化

県内外の大学等と、地域課題への協働等の連携を強化し、地
域の高等教育機関全体としての機能強化と地域貢献を推進

産学官連携プラットフォームのイメージ

これまでの東北公益文科大学と 地域との連携

- ◇ これまでも、地域課題解決に向け、教員それぞれの研究分野を生かし、自治体、企業等との共同研究等を実施。
- ◇ 一方、個別の取組となり、学外からは、どのような連携が可能なのか見えにくいとの声も聞かれる。
(令和6年度機能強化に向けた企業等へのヒアリング調査)

取り巻く状況

- ◇ 地域課題は複雑化しており、大学だけでなく、自治体を含め、地域の多様な主体と連携して対応する必要性が高まっている。
- ◇ 中央教育審議会の「知の総和」答申(※)では、高等教育機関の機能強化の具体的方策として「高等教育機関間の連携の推進」の中で「各地域における地理的観点からのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方について議論を行う協議体の構築」を掲げている。
※ 令和7年2月21日答申

公立化・機能強化後の連携体制

- ・ 東北公益文科大学が核となって地域の様々な主体と組織的に連携
- ・ 設立団体が参画して連携をコーディネート
- ・ 連携を見える化してさらなる共創を生み出す

産学官連携プラットフォーム

- ・ 地域課題の解決に向けた研究・実証事業の実施
- ・ 地域に必要な人材の育成と確保に関する話し合い

設立団体

県・庄内広域行政組合（2市3町）

大学と地域の各
主体との連携を
コーディネート

地域課題の
共有・分析、
課題解決策

- ・ 法人経営、教育研究の支援
- ・ プラットフォームの運営への参画

東北公益文科大学

公益学部
公益学科（5コース）

国際学部
国際コミュニケーション学科
令和8年4月～

大学院（4研究領域）

※ 学びの内容の明確化と体系化のため、今後、学科、コース、カリキュラムの見直しを検討

リスク
リテラシー、
課題解決策

インター
ンシップ、
共同研究
の提案

リカ
レント
教育

教育
研究
への
協力

学びの
幅の
広がり、
学生の交流

探究
学習
等の
支援

進学先
としての
認知

地元企業
・
産業界

地域住民
・
団体等

他の
高等教育機関

高等学校
・
中学校

東北公益文科大学 機能強化の基本方針

令和 7 年 9 月
公立大学法人設立準備委員会

目次

1	機能強化の検討にあたって	1
2	東北公益文科大学のこれまでの主な取組	3
3	機能強化の検討の視点	4
4	機能強化の考え方	5
5	機能強化の内容	7
	（1）時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地 域課題に取り組む大学	7
	（2）地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との 関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学	9
	（3）自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、 知の拠点として地域に還元する大学	10
6	機能強化のスケジュール（想定）	13

1 機能強化の検討にあたって

東北公益文科大学は、四年制大学の設置を求める庄内地域の強い要望のもと、県と当時の庄内地域全 14 市町村が整備費を負担し、学校法人が運営する公設民営方式で、平成 13 年 4 月に開学した。

開学以降、日本で唯一の「公益学部」を有する大学として、社会全体にとって良いことを追求し、現代社会が抱える様々な課題を解決することを通して、より良い社会を築いていくという公益の考え方にに基づき教育研究を行うとともに、県内外に有為な人材を輩出してきた。

少子高齢化を伴う人口減少は、本県のみならず全国的な課題であり、文部科学省の中央教育審議会は、急速な少子化や労働供給不足等を背景に、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和 7 年 2 月 21 日答申)において、今後の高等教育政策の方向性として、①教育研究の「質」の更なる高度化、②高等教育全体の「規模」の適正化、③高等教育への「アクセス」確保を掲げている。

人口減少は一朝一夕に食い止められるものではなく、少ない人口でも地域が維持される、新しい社会の形や仕組みが求められている。いわゆる「自助」「共助」「公助」の考え方に準えれば、多子・大家族、三世代同居が多かった時代の「自助」、経済成長下における都市部から地方への税収の再配分を前提とした、地方行政による様々な支援として「公助」による地域の維持が難しくなってきた中で、新たな「共助」として、地域住民、コミュニティ、行政、地元企業など、様々な主体それぞれが、これまで以上にパフォーマンスを発揮し、地域を支える仕組みの構築と、それを支える人材が求められており、これは、山形県に限らず、日本全体として考えていかなければならない課題である。

庄内地域は、大学進学や就職による高校卒業者の県外転出割合が高く、農業従事者の高齢化・減少に伴う担い手不足を含む産業界の労働力不足、

市街地の空洞化、過疎地域における若年層を中心とした深刻な人口減少と地域コミュニティの維持の難しさなど、様々な課題を抱えている。

一方で、庄内地域は、歴史的・文化的遺産と自然環境に恵まれた出羽三山や鳥海山・飛島ジオパークをはじめとする観光資源、日本有数の米どころである庄内平野における農業、四季折々の旬の恵み、先人たちの知恵と情熱によって培われた独自の食文化、伝統産業や最新のバイオテクノロジーを生かしたものづくりなど、独自の強みも有している。

東北公益文科大学は、その知的資源を活用し、高齢化が進む地域の振興に関する研究、住民向けの公開講座の開催などの取組により、地域が抱える課題を解決する役割を担っており、今後は、企業との共同研究も含め、庄内地域の「知の拠点」として、様々な主体との連携による研究・実践と、地域への貢献が期待されている。

公立化は、県と庄内広域行政組合が設立団体となり、法人経営や教育研究に携わるものであり、県と庄内地域2市3町は、大学との連携をさらに進めるとともに、大学と地域の様々な主体との連携を支援していく。

今後、人口減少が進む中、若者の地元定着を図る上で、東北公益文科大学は、庄内地域に拠点を置く唯一の四年制大学として、地域の高校生の進学先となり、県外からの入学の受け皿となるとともに、卒業生を地域に輩出する重要な高等教育機関として期待されている。東北公益文科大学がそのような役割を果たしていくためには、若者や地域のニーズを踏まえながら、学生の意欲向上と能力向上に資する機能強化を図り、地域における学びを通して、学生の能力を伸ばし、地域の課題解決に貢献する人材を育成していく必要がある。

そのような観点から、公立化と併せて機能強化を進めていく。

2 東北公益文科大学のこれまでの主な取組

年月	内容
平成13年4月	開学（公益学部公益学科）【学部】 ※ 経営系、社会系、環境系の3系
平成14年5月	ニュージーランド研究所開設【その他組織等】
平成17年4月	大学院公益学研究科公益学専攻（修士課程）開設【大学院】
平成18年5月	地域共創センター開設【その他組織等】
平成19年4月	大学院公益学研究科公益学研究専攻（博士後期課程）開設【大学院】
平成19年7月	キャリア開発センター設置【その他組織等】
平成21年4月	公益学部公益学科を3つの系から、政策マネジメント・地域共創・社会福祉・環境サイエンスの4コース制に改編【学部】
平成21年5月	中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して」（平成21～25年度）を制定 ※ 第1次教学中期計画【その他組織等】
平成26年4月	公益学部公益学科を4コースから、地域経営系（経営コース、政策コース、地域福祉コース）と交流文化系（国際教養コース、観光・まちづくりコース）の2系5コース制に改編【学部】
平成26年10月	「第1期吉村プラン～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(平成26～28年度)を制定 ※ 第2次教学中期計画（前半3年間）【その他組織等】
平成27年3月	教育推進センター、学生支援センター、国際交流センター設置【その他組織等】
平成27年4月	年4学期のクォーター制を導入【その他組織等】
平成27年12月	マルチプロジェクト研究機構開設【その他組織等】
平成29年4月	公益学部公益学科を2系5コースから、地域経営系（経営コース（現 経済・経営コース）、政策コース、地域福祉コース）・交流文化系（国際教養コース、観光・まちづくりコース、メディア情報コース）の2系6コース制に改編【学部】

年月	内容
平成29年4月	「第2期吉村プラン～庄内から日本の教育を変える大学づくり～」(平成29～令和元年度)を制定 ※ 第2次教学中期計画(後半3年間)【その他組織等】
平成30年4月	・ 大学院公益学研究科修士課程を3研究領域から4研究領域(公共経営、国際ビジネス、地域共創・ソーシャルワーク、情報科学)に改編【大学院】 ・ 大学院公益学研究科にスクールソーシャルワーク教育課程を設置【大学院】
令和2年4月	「第3次教学中期計画～学生を伸ばす、地域の未来をつくる、世界に挑む大学づくり～」(令和2～7年度)を制定【その他組織等】
令和3年4月	2系(地域経営系、交流文化系)の統合とダブルメジャー制の導入【学部】
令和3年度	科学技術振興機構(JST)「ジュニアドクター育成塾」採択(ジュニアドクター鳥海塾)【その他組織等】
令和4年4月	大学院公益学研究科修士課程の研究領域を組織経営、国際関係、情報科学、地域共創領域に改編【大学院】
令和4年8月	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「リテラシーレベル」認定【その他組織等】
令和5年11月	「起業(ぎょうをおこす)研究所」発足【その他組織等】
令和6年8月	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「応用基礎レベル」認定【その他組織等】
令和8年4月	国際学部国際コミュニケーション学科開設予定【学部】

3 機能強化の検討の視点 ※ 公立化及び機能強化に関する基本合意書第3条

- (1) 地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献
- (2) デジタル化をリードする人材の育成
- (3) 国内外を開拓する人材の育成

4 機能強化の考え方

上記2のとおり、東北公益文科大学は開学以降、時代の変化に応じて教育課程の再編を行ってきた。現在は、文理横断の6コース体制で幅広い分野の学びが可能であるほか、複数の異なる専攻分野を同時に学ぶダブルメジャー制度など柔軟な学修を支える仕組みも整備されている。

また、令和6年度に文部科学省から数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の「応用基礎レベル」の認定を受けるなど先進的な教育内容が評価されているほか、クォーター制の導入や教学中期計画の制定など、他の大学に先駆けた大学改革にも積極的に取り組んでいる。令和5年度に実施された認証評価では、審査機関である公益財団法人日本高等教育評価機構から、すべての評価基準において基準を満たしているとの評価を受けている。

中央教育審議会の「知の総和」答申を踏まえれば、人口減少下における今後の大学のあり方としては、希望的観測に基づく量的拡充を求めるのではなく、機能強化による質の向上に力点を置くべきと考えるのが適切である。地域のニーズを捉えた産業やサービスを支える人材の育成を行うという公立大学の使命・役割や、地方創生の拠点としての大学の活用を十分に踏まえ、公立大学の利点を生かした地域や他大学との連携を一層進めていく必要がある。

機能強化の具体的な検討に当たっては、基本合意における3つの検討の視点を踏まえる必要がある。併せて、機能強化に取り組む大学の人的資源等にも留意した上で、短期・中期・長期の視点で実施時期を整理しながら、機能強化を段階的に進めていくことが求められる。

このような現状と課題を踏まえ、地域社会との連携や、これまで培ってきた教育研究の取組を最大限に生かしながら、持続可能な活力ある社会の実現を図っていくため、公立化後の東北公益文科大学は、以下のような特色を備えた大学となることを目指す。

(1) 時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学

社会・経済情勢や価値観により、求められる公益の姿が変化していく中で、多様な学問分野の知見を結び付けて地域課題の解決に取り組むという公益学を基盤として、デジタルや多文化共生など地域のニーズも取り込みながら多角的に研究を行うとともに、その知見を生かした教育を行っていく。

(2) 地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学

地域の最重要課題である若者の地元定着に向けて、地域内外の若者が、自然、歴史、文化、産業など、地域の資源や人の魅力を改めて認識するとともに、地域の多様な主体との関わりや協働など、現場での実践的な学びを通して、自ら地域の活性化に果敢に取り組む人材を育成する。

(3) 自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学

公立化のメリットを生かし、地域の知の拠点である大学と、自治体、地域産業の発展に寄与する企業、地域に根差した活動を行う団体や住民など、多様な主体との連携を強化し、大学の研究と学生の学びを地域全体で支えらるとともに、その成果を地域に還元し、地域課題の解決に貢献していく。

5 機能強化の内容

上記4に示した機能強化後の東北公益文科大学の特色を踏まえ、機能強化の内容を以下のとおりとする。

【凡例】

- 機能強化の取組期間
短期：第1期中期目標期間の前半（概ね令和8～10年度）
中期：第1期中期目標期間の後半（概ね令和11～13年度）
長期：第2期中期目標期間（概ね令和14～19年度）
- 特に大学院に関する記述には「大学院」を付す

（1）時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学

○ 東北公益文科大学の特徴の明確化と発信強化

- ・ 東北公益文科大学の学びの内容の明確化・体系化を視野に入れた教育課程の検討と高校生等への情報発信の強化《短期・中期・長期》

○ デジタルと地域に強い人材の育成

- ・ 地域課題の解決において、AIをはじめとしたデジタル技術の活用がより重要になってきていることを踏まえ、地元企業や自治体など、地域で活躍できるデジタル人材を育成するデータサイエンス系の教育体制を強化《短期・中期》

○ 地域における魅力的な仕事の創出に向けて業を起こす人材の育成

- ・ 変化する社会状況に応じて、新たな価値や仕組みを構想し、実行に移す、業を起こす人材の育成に向けたアントレプレナーシップ教育の充実《短期・中期》

- ・ ライフステージに応じたキャリアの構築や仕事の創出に挑戦できるよう、女性のためのキャリア形成講座などの自治体等の取組を支援《短期》

○ 文化の違いを越えた交流を促進し、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成

- ・ 海外への販路開拓や事業展開の重要性が高まっていることなどを踏まえ、外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する取組などを通して、地域と世界との交流を担う人材を育成《短期》
- ・ 外国人住民の抱える生活課題やニーズを理解し、関連する支援制度や地域の多様な資源と結びつけて支援を行う多文化共生コーディネーターを養成《短期》

○ 多様性と国際性に富んだ教育研究環境の推進

- ・ 海外の提携大学との交流や短期受入プログラムなどにより外国人留学生の受入を拡大し、国際的な視野を育む教育環境を推進《短期・中期》
- ・ 外国人留学生の受入環境の整備に向けて、留学生と日本人学生が共同生活する国際寮としてドミトリーを活用することを検討《短期・中期》

○ 地域の課題に心理の側面から向き合う人材の育成

- ・ 多様な価値観や生活背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、福祉・教育現場での支援などを通して地域に貢献する人材の育成に向けた教育内容の検討《中期・長期》

○ 地域の多様な主体の学びと協働の場づくり

- ・ デジタルやビジネスなど地元企業等のニーズを踏まえたリスキリングの強化《短期》
- ・ 行政、企業、NPO 等の組織の職員・社員や地域貢献を志す社会人である大学院生が、協働しながら地域課題の解決に取り組む学びの場として、修士課程のカリキュラムに社会実装プログラム（仮称）を創設《中期》大学院
- ・ 社会人の学び直しや生涯学習など、地域の多様な学びのニーズを掘り起こすため、学部・大学院のほか、公開講座や履修証明プログラムなども含めた多様な学びに関する広報・情報発信を強化《短期》

（２）地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学

○ 食文化を始めとする地域の歴史や文化などの魅力を学び、発信する人材の育成

- ・ 食文化を含む庄内地域の歴史・文化などについて学び、地域の活性化につなげる取組を、地域の多様な主体と連携して実施《短期・中期》
- ・ 農業、飲食業、宿泊業など地域の実務者と連携した、庄内の食や観光などの産業について学ぶ教育内容の強化《中期》

○ 環境の視点から地域課題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む人材の育成

- ・ 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を踏まえ、環境の視点から地域の活性化や地域課題の解決に取り組む人材の育成《短期・中期・長期》

- ・ 自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、防災の視点も含めた、持続可能な社会の構築に関する教育の実施《短期・中期・長期》

○ 地域との一層の協働を通じた教育研究の強化

- ・ 卒業後の地元定着につながるよう、県内企業等でのインターンシップを公益学部の必修とし、学生が地域や地元企業、行政等をより深く理解し、魅力を見出す機会を確保《短期》
- ・ 自治体や地元企業が抱える具体的な課題をテーマとしたプロジェクト型応用演習を実施し、地域課題に主体的に関わる姿勢と社会実装を意識した提案力を育成《短期》
- ・ 大学の研究成果を地域産業に還元し、共同研究の機会を拡大するため、企業負担による受託契約型の研究スキームを整備するほか、これまでの研究シーズや共同研究の事例を分かりやすく発信し、地域企業との接点を創出するなど産学連携の基盤を強化《中期》
- ・ 行政や地元企業、NPOなどが社会人大学院生向けに研究テーマを提案する仕組みを作り、現場の課題意識と研究者の視点を結びつけて研究の質と実践性の向上を図る《短期》 大学院

(3) 自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学

○ 地域課題の解決に向けた産学官連携プラットフォームの創設

- ・ 地域課題の解決に向けて、設立団体が提供するデータの分析や地域の多様な主体と連携した研究等のほか、地域に必要な人材について話し合いを行う産学官連携プラットフォームの創設《短期》
- ・ 地域共創センターに、大学と地域を繋ぐ専門職員として地域連携コーディネーター（行政、企業OB等）等を配置し、企業や自治体

を回りながら地域企業のニーズ把握、地域課題の発掘、大学の研究内容の紹介を行うなど、同センターの体制を強化《短期》

○ 県、庄内地域 2 市 3 町との更なる連携強化

- ・ 地域の課題や行政の仕事に触れる機会として、県と庄内地域 2 市 3 町の職員が、現場の経験をもとに、担当業務や課題、対応する取組を紹介する講義を実施《短期》
- ・ 学生のフィールドワークの拠点として、各市町の庁舎にサテライトキャンパスを設置し、自治体職員の助言や協力を得ながら地域課題に取り組む環境を整備《短期》
- ・ 県と 2 市 3 町に大学との連携担当職員を配置し、日常的な情報共有を行うとともに、具体的な連携テーマの発掘や実務レベルの調整を実施《短期》

○ 他の高等教育機関との連携

- ・ 県内の大学と、授業科目の相互開放や地域が抱える共通課題への協働などの連携を強化し、地域の高等教育機関全体としての機能強化と地域貢献を推進《短期・中期》
- ・ 東北公益文科大学と類似の教育分野を有する県内外の大学との、それぞれの教育内容の特色を生かした連携の検討《短期・中期》

○ 高校生への魅力の訴求

- ・ 県内の中高生の探究学習を支援するとともに、大学の学びに触れることができる授業体験の機会を創出し、中高生の進路選択や学びの意欲を高める取組を実施《短期》

- ・ 高大接続の強化の観点から、高校生が東北公益文科大学で履修した授業について、大学進学後に単位として認定できる、単位の先取認定制度の導入を検討《短期》
- ・ 希望する中高生が、東北公益文科大学の教員から専門的な指導を受けながら、自ら設定した課題に基づく探究的な学びに取り組む体制の整備《中期》

○ 地元定着率の向上に向けた学生のキャリア形成に関する支援体制の強化

- ・ 学生の地元定着率の向上を図るため、キャリア教育や就職支援について、地元産業界や行政機関との連携を更に深め、学生のキャリア形成の支援体制を強化《短期・中期》

○ 多様な学生の受入拡大

- ・ 多様な学習ニーズを持つ学生を受け入れるため、県内の短期大学や高等専門学校からの編入学者の受入を拡大《中期》

6 機能強化のスケジュール（想定）

	短期 (概ね令和8～10年度)	中期 (概ね令和11～13年度)	長期 (概ね令和14～19年度)
(1) 時代に合わせた公益を追求し、学問分野を越えて多角的に地域課題に取り組む大学	東北公益文科大学の特徴の明確化と発信強化		
	デジタルと地域に強い人材の育成		
	地域における魅力的な仕事の創出に向けて業を起こす人材の育成		
	地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材の育成		
	多様性と国際性に富んだ教育研究環境の推進		
		地域の課題に心理の側面から向き合う人材の育成	
	地域の多様な主体の学びと協働の場づくり		
(2) 地域の資源と人が持つ魅力を認識し、地域の多様な主体との関わりを通して地域を活性化する人材を育成する大学	食文化を始めとする地域の歴史や文化などの魅力を学び、発信する人材の育成		
	環境の視点から地域課題の解決や持続可能な社会の構築に取り組む人材の育成		
	地域との一層の協働を通じた教育研究の強化		
(3) 自治体、地元企業、地域の多様な主体との連携強化により、知の拠点として地域に還元する大学	地域課題の解決に向けた産学官連携プラットフォームの創設		
	県、庄内地域2市3町との更なる連携強化		
	他の高等教育機関との連携		
	高校生への魅力の訴求		
	地元定着率の向上に向けた学生のキャリア形成に関する支援体制の強化		
		多様な学生の受入拡大	

地方独立行政法人法（関係条文抜粋）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。
 - 二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。
 - 三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。
 - 四 第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
 - 五 第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
 - 六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

- 第二十七条** 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。
- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

- 第二十八条** 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。
- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
 - 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

- 第二十九条** 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十条** 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般に

わたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。
- 3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。
- 5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産の処分等の制限）

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
- 6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
- 7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読

み替えるものとする。

（認証評価機関の評価の活用）

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。